

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立美原総合スポーツセンターの使用の許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立美原総合スポーツセンター条例 第2条第1項 堺市立美原総合スポーツセンター条例施行規則 第10条第1項	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>センター(駐車場を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p style="text-align: center;">(堺市立美原総合スポーツセンター条例第2条第1項)</p> <p>使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに、堺市立美原総合スポーツセンター使用許可変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 多目的グラウンド及びスタジオリ 使用しようとする日前7日 (2) テニスコート 使用しようとする日前3日</p> <p style="text-align: center;">(堺市立美原総合スポーツセンター条例施行規則第10条第1項)</p> <p>(基準)</p> <p>○市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p>○前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(堺市立美原総合スポーツセンター条例施行規則第10条第2項、第3項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日もしくは2日
	標準処理期間を設定できない理由	